

令和8年度 「店舗改修等助成事業」 実施要綱

1. 事業内容

小平市内小規模事業者等が、「販路拡大」や「店舗等の機能の改善・向上」「サービスの維持・向上」のために必要な店舗・事務所・工場等の改装・改修工事に要する経費を助成します。

2. 助成対象事業

以下のいずれかに該当する小平市内にある店舗・事務所・工場等の改装・改修工事であること。

①「販路拡大」のために必要な改装・改修工事

事務所看板のリニューアル工事、店舗内へのショーケース設置工事、店舗の老朽化に伴う壁紙の張替工事等

②「機能の改善・向上」のために必要な改装・改修工事

事務所への在庫管理棚の設置工事、老朽化したトイレの入替工事等

③「サービスの維持・向上」のために必要な改装・改修工事

入口などの段差を無くするための工事、トイレの電気点灯の自動化工事等

3. 申請要件

- ①小平商工会会員であり、小平市内に主たる事業所を有する個人事業者、または登記簿上の本店所在地もしくは営業所を小平市内に有する法人であること。
- ②令和7年度に「店舗改修等助成金」の交付を受けていないこと。
- ③小平商工会に対する会費・手数料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- ④市税および事業税等に滞納がないこと。
- ⑤床面積の合計が1,000㎡以下の店舗・事業所・工場等であること。
- ⑥事業内容が射幸心をそそるおそれがないこと、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- ⑦同一内容で国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等からの助成または補助を受けていないこと。
- ⑧過去に国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等からの助成または補助に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑨反社会的勢力との関係がないこと。

4. 申請件数

同一事業者からの申請は1件までとします。

5. 助成金額

助成対象事業に要する経費であり、助成対象と認められる経費（税抜）の5分の4、最大20万円（1円未満切捨）

6. 助成金の申請および交付手順

- ①助成金の申請を希望される方は、「申請書」（様式1）をご提出ください。
- ②ご提出いただいた申請内容は、審査のうえ、交付の可否を記載した「交付決定通知書」（様式2）と「実績報告書兼請求書」（様式3）を送付いたします。
- ③工事終了後は、速やかに「実績報告書兼請求書」（様式3）に必要事項を記載し、必要な証憑書類を添付してご提出ください。
- ④実績内容を確認のうえ、助成金額を確定し、「助成金額確定通知書」（様式4）を送付した後、助成金をお支払いいたします。

7. 助成対象期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）までに実施し、かつ工事費の支払いが完了していること。

8. 受付期間

令和8年7月28日（火）から令和9年1月29日（金）まで

※助成金予算の上限に達した場合、締め切り期日前でも受付を終了いたします。

9. 助成対象経費

以下の①及び②にあてはまる経費。

- ①前述の「2. 助成対象事業」に該当する経費であること。
- ②第三者となる小平市内の事業者（家電量販店やホームセンター、シルバー人材センターを除く）を利用して実施する改装・改修にかかる費用であること。

10. 助成対象外工事

- ①親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社・役員を兼務している会社等）との取引に要する費用
 - ②工事を伴わない設備や材料等の購入費。
 - ③賃貸を目的とした不動産の改装・改修に係る工事費用。
 - ④自宅兼店舗・事務所等の工事の場合、事業にかかる部分以外の工事費用。
- ※自宅の1室を事務所としているなど、自家用と事業用が明確に区分できない事務所の工事は対象外となります。

11. 申請に関する注意事項

- ①提出された書類は返却しません。
- ②審査の経過や結果に関する問い合わせには応じかねます。
- ③審査の結果は審査終了後に通知します。
- ④採択された場合でも予算の都合等により申請額から減額される場合があります。

12. 採択後の注意事項

実施状況の確認

事業実施後、速やかに「実績報告書兼請求書（様式3）」及び以下の証憑書類を提出してください。

- ・工事箇所の工事前と工事後の様子がわかる写真
- ・工事内容（工事内容の詳細）の記載のある請求書
- ・料金の支払いが確認できる書類の写し（領収書・振込書等）

13. 情報の取扱い

取得した情報は以下の目的に限り使用します。

- ・当該事業の事務連絡、運営管理、統計分析
- ・経営支援・技術支援等の各種事業案内やアンケート調査等の依頼
- ・小平市への情報提供

14. 助成金交付決定の取り消し

以下のいずれかに該当した場合、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、刑事罰の対象となることもあります。

- ①偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとした場合。
- ②助成金を他の用途に使用した、またはしようとした場合。
- ③その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

15. 書類の様式

- ①「申請書」（様式1）
- ②「交付決定通知書」（様式2）
- ③「実績報告書兼請求書」（様式3）
- ④「助成金額確定通知書」（様式4）

16. 申請書提出について

申請書類については、小平商工会へご提出ください。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。